

役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク（以下「当財団」という。）の定款第17条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第14条の規定に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であつて、その名称のいかんを問わない。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する経費をいう。

(報酬の支給)

第3条 当財団は、常勤役員及び非常勤役員並びに評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は月額とし、非常勤役員及び評議員に対しては会議出席時、必要の都度、定額を支払うことができる。
- 3 第1項の規程にかかわらず、役員又は評議員本人から辞退の申出があつた場合は、無報酬とする。
- 4 常勤役員に退職慰労金、常勤役員並びに役員に特別功労金を支給することができる。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤理事の報酬月額は、別表1に掲げる額の範囲内で理事会の承認を得て理事長が定めるものとする。

- 2 常勤役員が月の途中で退職又は解任された場合は、その勤務した日数に応じ、その月の現日数から週休日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによる計算によりその月分の報酬を支給する。
- 3 非常勤役員及び評議員の報酬は、別表2に定める定額とする。

- 4 退職慰労金は、常勤在職期間1年度ごとに、20万円とし、理事長が理事会の承認を得て決定する。ただし、職員兼任の在職期間については1年度ごとに10万円とする。
- 5 前項の退職慰労金は、任期满了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。ただし、定款第29条により解任した者には、支給しない。
- 6 特別功労金は、在籍中特に功労のあった役員に対して支給するものとし、理事会の承認を得て理事長が決定する。ただし、特別功労金は100万円を上限とする。

(報酬の支給日)

- 第5条 常勤役員の報酬は月額をもって支給するものとし、毎月一定の定まった日に支払うものとする。
- 2 非常勤役員及び評議員にあつては、理事会又は評議員会出席等、必要の都度、支払うものとする。

(報酬の支給方法)

- 第6条 報酬等は通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

- 第7条 役員及び評議員がその職務の執行に当って負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞無く支払うものとする。
- 2 前項に規程する費用で前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

(公表)

- 第8条 この法人は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

- 第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

- 第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事会の承認

を得て理事長が定める。

附 則

- 1 この規程は、公益財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク移行登記の日（平成25年4月1日）から施行する。
- 2 財団法人徳島県勤労者福祉ネットワーク役員の報酬に関する規程は、廃止する。
- 3 この規程は、2019年6月18日より改定し、施行する。
- 4 この規程は、2023年6月22日より改定し、施行する。